

再犯の防止等の推進に関する法律について

この度、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)が成立し、平成28年12月14日に公布・施行されました。

我が国では、犯罪件数は減少傾向にあるものの、犯罪をした者の円滑な社会復帰等は、いまだ十分とはいえず、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は、近年一貫して上昇し続けています。このような状況から、犯罪を減らし、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で「再犯防止」が大きな課題となっています。

この法律は、「更生保護を考える議員の会」を始めとする超党派の国会議員により法案の検討が進められたものであり、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

再犯の防止等に関する施策としては、「民間の団体等に対する援助」が掲げられ、保護司会、協力雇用主等の民間活動の促進を図るための施策を講ずることとされているほか、刑務所出所者等に対する「特性に応じた指導及び支援」「就労の支援」「住居の確保」「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」などの社会復帰支援策を推進することとされています。

これらの施策は、国がその推進に関する計画を定めて実施するとともに、地方公共団体においても、地方における推進計画を定め、地域の状況に応じた施策を講ずるべき努力義務が初めて規定されました。

また、国民の関心と理解を深めるため、“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を「再犯防止啓発月間」とすることも定められています。

今後、保護司の皆様を始めとする更生保護関係者の方々の理解と協力を得つつ、この法律の趣旨に沿って再犯の防止等に関する施策が効果的に推進されることが期待されます。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける